



# 京築広域圏消防本部

KEICHIKU FIRE DEPARTMENT

平成 30 年 4 月 1 日から

## 違反対象物の公表制度

が始まります。

※関係法令：京築広域市町村圏事務組合火災予防条例第47条の2

### 違反対象物の公表制度とは

重大な消防法令違反のある防火対象物を、京築広域圏消防本部ホームページで確認できる制度です。

公表の対象	○立入検査等で確認した飲食店や店舗などの特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務のある防火対象物で、消防法令に定める技術基準上、いずれかの設備が完全な未設置であるもの。
公表の内容	○防火対象物の名称及び所在地 ○違反の内容(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置) ○その他消防長が必要と認める事項
公表の時期	○違反を確認し、防火対象物の関係者に消防法令違反を通知した日から30日が経過してもその違反が認められる場合。 なお、公表は違反が是正されるまでの間継続します。
公表の方法	○京築広域圏消防本部ホームページへの掲載

### 防火対象物関係者の方へ(※重要)

公表制度に該当する重大違反は、無届の増築や建物の用途変更によるものが大半を占めています。このような変更のある場合は、事前に下記問い合わせ先に相談をお願いいたします。



問い合わせ先 京築広域圏消防本部 予防課 指導係 ☎0979-64-7081